

九重町学校給食調理配送等業務委託事業

実施要領

令和6年11月

九重町教育委員会

(目次)

1 業務名	P. 2
2 目的	P. 2
3 対象の施設	P. 2
4 業務内容	P. 3
5 委託期間	P. 3
6 発注者	P. 3
7 施設、設備の使用	P. 3
8 調理食数	P. 3
9 給食実施回数	P. 4
10 業務従事者	P. 4
11 参加資格	P. 4
12 参加に関する留意事項	P. 4
13 参加手続き	P. 5
14 審査委員会	P. 6
15 審査	P. 6
16 選定基準	P. 7
17 契約	P. 7
18 その他	P. 7
19 委託金額	P. 8
20 提案書等に関する条件	P. 8
(別記) 提出書類一欄表	P. 10

九重町（以下「町」という）では、令和7年度から九重町学校給食センターの調理配送等業務を民間事業者へ委託するため、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定を行う。

この実施要領は、調理配送等業務委託事業に係る民間事業者の参加資格に関して、必要な事項を定めたものである。

なお、この実施要領と併せて交付する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称する。

仕 様 書：町が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

添 付 資 料：本業務に関する添付資料

様 式 集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1. 業務名

九重町学校給食調理配送等業務委託事業

2. 目的

学校給食の質を維持し、より安全で美味しい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とする。

3. 対象の施設

施設名	九重町学校給食センター
所在地	九重町大字野上19番地の1
建築年月	平成13年7月
建物構造	センター本体：鉄骨造平屋建、附属建物：車庫
敷地面積	2,790.28㎡
建物面積	センター本体：707.78㎡、車庫99.88㎡
運用方式	ドライシステム、オール電化方式
配送校	こども園2園 小学校6校 中学校1校
調理食数 調理方式	830食（調理能力約1,200食） 米飯給食（パン給食は月1回）
食器等の種類	PEN食器（深皿大、深皿小、ボール大、ボール小） 給食用トレイ
食器食缶コンテナ数	17台
給食車	4台
年間業務従事日数	242日（現在の職員の従事日数）※R5実績 調理配送等実施日数205日以内 研修等実施日数26日 その他の業務従事日数11日以内

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ オール電化方式を採用し、電気料金の削減対策の取り組み（デマンド値の低減化）に協力すること。 ・ 残菜[*]は、生ごみとして、町が委託する処理業者に回収をしてもらうこと。 ・ 食育の推進に協力し、その活動に参加すること。 ・ 食物アレルギー除去食及び代替食の調理を行うこと。 <p>[*]残菜・・・調理段階で発生する野菜くず及び給食の食べ残し</p>
-----	---

4. 業務内容

具体的な内容は、「九重町学校給食調理配送等業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という）を参照すること。

- (1) 物資検収時の受け取り、検温、保管業務
- (2) 調理業務
- (3) 保存食の採取及び保管業務
- (4) 配缶等業務
- (5) 食器、食缶及び調理機器及び輸送コンテナの洗浄消毒保管業務
- (6) 残菜の計量及び処理業務（敷地内所定の場所までの搬出）
- (7) 施設、設備の清掃及び点検業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) 給食の配送及び回収業務
- (11) その他機器の簡易な点検修繕業務
- (12) センター周辺の清掃及び草刈り
- (13) 前各号に附帯する業務

【参考】本業務委託に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 施設設備等保守業務

5. 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間とする。

6. 発注者

九重町

7. 施設、設備の使用

既存の施設設備を使用することとし、原則として改造等はできない。

8. 調理食数

給食の供給対象は、児童・生徒並びに受配校の校長及び学校給食センター所長が認めた者とする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調理食数	828食	823食	810食	798食	791食

(注1) 令和6年4月1日現在の食数、児童生徒数等による推定食数

(注2) 各校の行事などにより、食数は前後する。

9. 給食実施回数

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
給食実施回数	205回	205回	205回	205回	205回

(注) 給食を提供する日数(学校給食センターの調理稼働日)

10. 業務従事者

業務従事者については、九重町民の雇用に努めること。

11. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 連絡調整を速やかに行うため、九州内に本社・支社を有し、令和7年4月1日までに、九重町内に、営業所等を有することができる者であること。
- (4) 仕様書において示す実施体制を配置することができること。

12. 参加に関する留意事項

- (1) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町の必要があるときは、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、参加書類の内容の一部を使用する場合がある。
- (3) 本実施要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者へ通知する。

13. 参加手続き

- (1) 担当課 九重町学校給食センター(九重町役場 教育振興課)
〒879-4802 大分県玖珠郡九重町大字野上19-1
電話番号 0973-77-7818
FAX番号 0973-77-7809
E-mail : kyushoku@town.kokonoe.lg.jp

(2) 参加申込関係書類

- ① プロポーザル参加表明書(様式2)
- ② 概要調書(様式1)
- ③ 同種業務の受注実績調書(様式3)

- * 記載は最大5件までとし、記載した受注実績を証する契約書の写しを添付すること
[提出部数] 各1部
[提出期間] 令和6年11月11日(月)～令和6年11月21日(木) 17時必着

(3) 技術提案関係書類の提出

- ① 提出期限
令和6年12月12日(木) 17時00分必着
- ② 提出場所
13.(1)に同じ
- ③ 提出方法
持参すること。郵送等は受け付けない。
- ④ 提出部数
各10部(正本・・・1部、副本・・・9部、CD-R・・・1枚)
- ⑤ 提出書類・様式
(ア) 提出書類一覧表の技術資料様式1号～7号と様式第10号(内訳書含む)を提出すること。企画提案書(様式任意)A4サイズで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、綴じて提出すること。(ファイル綴じ不要)
(イ) なお、提案書を記録した電子媒体(CD-R等)を作成し提出すること。
- ⑥ 無効(失格)となる提案書
(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑦ 見積書
(ア) 見積金額の内訳について、各年度別に作成し、職員配置人数と経費負担の内訳が分かるように作成すること。(様式第10号-1、様式第10号-2)また、様式第10号の見積書の見積額は、委託期間の5年間分の合計額を記載し、年度ごとの金額を下段の欄に記載すること。
(イ) 仕様書の内容を参照し作成すること。
(ウ) 見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
(エ) 見積額が、「19. 委託金額」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。
- ⑧ 参加資格確認結果の通知
13.(2)の参加申込関係書類について参加資格を確認し、プロポーザル参加資格確認結果通知書を送付する。

(4) プロポーザルに対する質問の受付及び回答

- ① 受付期間
令和6年 11月11日(月) 9時から
令和6年 11月29日(金) 17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ② 受付先
13.(1)に同じ
- ③ 質問方法
質問は質問書(様式4)に内容をまとめ、持参又はファクシミリ、E-mailすること

により受け付ける。（口頭では受け付けない。）

④回答方法

回答は九重町ホームページ (<http://www.town.kokonoe.oita.jp/>) に掲載する。（質問者は公表しない）なお、質問の内容によって本プロポーザルの事業者選定に公平性を保てないと判断された場合には回答は行わない。また、質問に対する回答は、実施要領等への追加又は修正とみなす。

〔閲覧期間〕 質問書の提出があった日の翌々日～令和6年12月12日（木）

(5) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催するので参加すること。

①開催日時 令和6年11月19日（木） 13時45分 ～ 15時00分

②開催場所 九重町学校給食センター

【留意事項】

a) 現地見学会参加者は、令和6年11月18日の14時までに、会社名、参加者氏名を、九重町学校給食センターへE-mailにて連絡すること。

E-mail : kyushoku@town.kokonoe.lg.jp

b) 参加人数は、1事業者につき2名までとする。

c) 調理室等に入る方は、直近1ヶ月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O-157）、清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに調理用靴を用意すること。

d) 見学時は、町の指示に従うこと。

14. 審査委員会

プロポーザルの特定に係る審査は、九重町学校給食調理配送等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という）において実施する

15. 審査

(1) ヒアリング審査

最高点の者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。

選定結果は、後日提案者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の評価点は公開しない。また、結果に対する異議は受け付けない。

実施日：令和6年12月 日（ ）

時 間：ヒアリングの時間及び会場は別途通知する。（日程は都合により変更する場合がある）

内 容：提案書の説明、審査委員による質疑

①時間は45分以内（あいさつ・説明15分以内、質疑25分、交代5分）

②出席者は、本業務を直接担当する責任者（総括担当者）を入れた4名以内とする。

③説明は、提出した提案書の内容で行う。

④ヒアリングの様子は非公開とする。

⑤ヒアリングの順番は、順不同とする。

16. 選定基準

企業の内容（配点30点）

評価項目	審査項目	評価の項目
1 企業の業務実績	①給食業務における実績	過去5年間の給食調理の委託先、及び給食調理数
2 業務に対する実施方針	①配置予定、調理業務責任者の状況	調理業務責任者の実務経験年数 調理業務責任者の所持する資格内容
	②職員の勤務体制	雇用の確保及び長期雇用の工夫
	③九重町住民の活用について	九重町住民の雇用についての考え方

技術提案の内容（配点70点）

評価項目	審査項目	評価の項目
3 審査テーマに対する提案内容	①学校給食に対する考え方	テーマに対する提案の的確性
		学校給食調理業務に取り組む意欲
	②食物アレルギー対応食についての考え方及び具体的な取り組みについて	テーマに対する提案の的確性
		テーマに対する提案の実現性
	③調理事故・異物混入事故・交通事故等の発生時における対応について	テーマに対する提案の的確性
		テーマに対する提案の実現性
④学校給食衛生管理基準以外の独自の衛生管理基準について	独自の衛生管理基準があり、安全性について充実している	
⑤食育について	テーマに対する提案の独創性	
	テーマに対する提案の実現性	
4 委託費	見積内容	見積価格

17. 契約

- (1) 最優秀提案者となった者は、町の内部手続きを経た上で契約の相手方として決定する。
- (2) 最優秀提案者となった者が、契約締結までの間に次のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、優秀提案者を町の内部手続きを経た上で契約の相手方として決定する。
 - ア 「11. 参加資格」の要件を満たさなくなったとき。
 - イ 契約の締結を行わない場合。
 - ウ その他、契約の相手として適当で無いと判断された場合
- (3) 委託料については、提案内容を基本として決定するが、協議により内容の変更等が生じた場合は、修正を行うものとする。

18. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、13. (1)に同じ（その他の窓口では一切受付をしない）
- (2) 審査委員会の会議は非公開とする。
- (3) 審査結果は、参加者全員に文書で通知し九重町ホームページ上で公表する。なお、評価点の公表については評価の合計点のみとし各評価項目別の評価点は公表しない。審査結果に対する異議は受け付けない。

(4) 技術提案書の提出は、提案者1者につき1提案とする。

(5) 提案書の取扱

ア. 提出された提案書は返却しない。

イ. 提出された提案書は、受託事業者の選定を行なう作業に必要な範囲において、複製する場合がある。

ウ. 提出された提案書及びその複製を、受託事業者の選定を行なう作業以外に使用する場合は提出者の承諾を得ることとする。

エ. 提出された書類については、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更できないものとする。また、その理由のいかんに関わらず返却は行わない。

ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合や、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合がある。

オ. 提案書によって、提案した調理業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、町に同等以上の調理業務責任者であることとの了解を得なければならない。

カ. 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）をヒアリング審査までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退届在中」と朱書きのこと）で提出すること。

キ. 町が提示する資料は、町の許可なく公表、その他の業務に使用してはならない。また、了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

ク. 提出された提案書及び審査内容等は、原則として公開しない。しかし、情報公開請求があった場合は、九重町情報公開条例に則り公開する場合がある。

ケ. 参加を予定する事業者及び提案者は、審査委員、関係職員と本件提案についての接触（見学会、実施要領に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じる。

接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

コ. 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う。

サ. 受託事業者は令和7年4月1日の業務開始日までに業務従事者の教育等を行い、円滑な業務開始ができるように準備を行うこと。

19. 委託金額

「九重町学校給食調理配送等業務委託事業」に係る契約金額の総額（事業費の目安）は下記のとおり（消費税及び地方消費税を含まない5年分の合計）である。

事業名	金額
学校給食調理配送等業務委託事業	261,588千円

20. 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

①学校給食法、食品衛生法、労働基準法、その他の関連法規等

②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

①委託料は、令和7年4月分を初回として、月ごとの支払いとする。

②受託事業者は、調理業務実施報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができる。

③ 町は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払う。

(3) 責任分担

町と事業者との責任分担は次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による事業中止	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変動	事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおり。

① 受託事業者の債務不履行の場合

a) 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。
受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

② 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとする。このとき、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとする。

(別記)

提出書類一覧表 (様式集)

正本1部、副本9部とする。

副本については正本のコピーで可とする。なお、各様式の設問において、記載事項がない場合は、空欄

のままにせず「該当なし」の表記を必ず行うこと。

様式	名称	備考
様式第4号	質問書	
様式第5号 (第10条関係)	プロポーザル方式参加辞退届	
技術資料様式1号	技術提案書	
技術資料様式2号	プロポーザル方式参加資格制限誓約書	
技術資料様式3号	企業の業務実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去5年間の受託実績(調理・配送の同時受託のもの)を10件以内で記載すること。(令和元年4月1日以降に受託開始をしたものとする。)また、受託一覧表を添付すること。 2. 受託内容については、業務内容(調理・配送など)、1日当たりに換算した給食数及び形態(自校又は共同)を必ず記載すること。 3. 記載した内容の確認ができる契約書又は協定書等の写しを(1件のみ)添付すること。
技術資料様式4号	業務に対する実施方針 1. 配置予定調理業務責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保有する資格については、本業務に関連のあるもの全て記載すること。また、記載した資格については、その写しを添付すること。 2. 配置予定責任者の実務経験は、業務の経験年数を全て記載すること。 3. 実務実績は、配置予定責任者の全ての業務を記載すること。 4. 代表的な業務1件について、契約書等確認のできるものの写しを添付すること。
技術資料様式5号	業務に対する実施方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務従事者の速やかな確保 2. 長期雇用に向けた考え方
技術資料様式6号	業務に対する実施方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 九重町民を対象にした採用についての考え方
技術資料様式7号	企業提案	
	(1) 学校給食に対する考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校給食の意義 2. 本委託業務における特色
	(2) 食物アレルギー対応食についての考え方及び具体的な取り組みについて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食物アレルギー対応食についての考え方 2. 具体的な取り組み
	(3) 調理事故・異物混入事故・交通事故等の発生時における対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調理事故・異物混入事故・交通事故等の発生について(発生防止及び発生後) 2. 具体的な取り組み(発生防止及び発生後)
	(4) 学校給食衛生管理基準以外に独自の衛生管理内容について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校給食衛生管理基準以外に独自の衛生管理の取り組み
	(5) 食育についての提案内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食育についての考え方 2. 具体的な取り組み
上記内容を記録した CD-R		
様式第10号	見積書	
様式第10-1号	見積内訳書	
様式第10-2号	人件費内訳書	